



家きん飼養者 様

飼養衛生管理基準のポイント 第 24 号

令和 3 年 9 月 29 日

～ II-21 家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用① ～

こんにちは、県南家畜保健衛生所です。

今回は、「家きん舎ごとの専用靴の設置並びに使用」です。

(基準本文)

- 21 家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させること。ただし、靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない。(以下、次回に続く)



んっ、靴交換も 2 回目の登場だね？
衛生管理区域に入るときに専用靴と専用衣服に交換してるから、
鶏舎に入る時に、もう 1 回、靴を履きかえればいいってことかな。



そのとおりじゃ！手指の消毒と同じで、段階的に病原菌を減らすんじゃ。鶏舎内を汚染させないように、ほとんどの農場で実践できているぞ。



でも、“靴が家きん舎外において病原体に汚染する可能性がない状況で行う家きん舎間の移動については、この限りでない”ってどういう事？

複数の鶏舎が屋内でつながっている場合やしっかり消毒された特定の経路のみを移動する場合などじゃな。あとは、どうしても鶏舎ごとに靴を準備できない場合で、鶏舎外の環境と接しないようにして鶏舎専用靴を持ち運んで使用する場合などじゃな。

万が一を考えれば、鶏舎ごとに準備するのが一番じゃ。



何かご不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください

岩手県県南家畜保健衛生所 担当：中小家畜課

TEL：0197-23-3531 FAX：0197-23-3593

E-mail：CE0003@pref.iwate.jp

